

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 市福祉事務所長

審査請求 平成27年10月20日付け生活保護法
にかかる処分 第63条費用返還決定処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成27年12月13日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

主 文

本件審査請求に係る市福祉事務所長が行った平成27年10月20日付け生活保護法第63条費用返還決定処分のうち、100,000円についてはこれを取り消す。

その余の200,000円に係る審査請求については、これを棄却する。

理 由

1 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び関係書類並びに市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

(1) 平成27年7月2日、請求人と請求人の配偶者は、以下の内容の調停離婚をしたこと。

申立人 : 請求人

申立人住所 : 神奈川県

（以下「前住居」という。）

相手方 : [REDACTED] (以下「元夫」という。)

相手方住所 : [REDACTED]

調停条項 (以下「本件調停条項」という)

- 1 申立人と相手方は、本日、調停離婚する。
- 2 当事者間の二女 (生年月日略 なお、離婚成立当時16歳) 及び三女 (生年月日略 なお、離婚成立当時14歳) の親権者をいずれも母である申立人と定め、同人において監護養育する。
- 3 相手方は、申立人に対し、前項記載の未成年者らの養育費として、一人につき1か月4万円を、平成27年7月から同人らがそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り、[REDACTED]銀行 [REDACTED]支店の申立人名義の普通預金口座 (口座番号略) (以下「本件口座」という。) に振り込んで支払う。
なお、上記未成年者らについて、入学、進学、病気、事故等により特別の出費が生じた場合には、その負担について当事者双方で別途協議する。
- 4 相手方は、申立人に対し、申立人及び当事者の間の子らが、現在の住居に、平成27年8月末日まで居住すること及びその間の家賃を負担することを認める。

5及び6 省略

(2) 同年●月●日、請求人は、[REDACTED]市に転居し、法に基づく保護の申請を行った。

同申請に伴う調査について、同月12日付けで、ケース記録上、「元夫の住居は請求人と家族が以前生活していた居所である」、(転居先の)「8月家賃はキャンペーン中で無料。9月から認定 53,000円」との記載があること。

(3) 同年●月●日付けで、処分庁は、実施年月日を同月6日として、請求人の保護を開始したこと。

(4) 同年8月21日、処分庁は請求人より、「先日、元夫より頼まれ、元夫の家賃を支払った」旨の報告を受け、挙証資料の提出はなかったこと。

(5) 同年10月5日、請求人は、[REDACTED] (元夫) からの養育費 300,000円を収入申告し、同収入申告書に添付されている本件口座の預金通帳の写しにお

いて、以下の記録があったこと。

平成27年8月7日	お預り金額	100,000円	
同月9日	お支払金額	95,850円	
		432円	フリコミテスウリヨウ
同月28日	お預り金額	200,000円	

(6) 同日付で、請求人からの収入申告に関し、ケース記録上、以下の記載があること。

「元夫より、養育費の振込みがあった、報告あり。

通帳の記帳を確認を行った。

8月28日 200,000円 養育費、

8月7日 100,000円 // 元夫からの家賃支払依頼分

元夫から代理で、家賃の支払いを依頼された分は手渡しでなく、振込であった事を確認する。」

(7) 同年10月20日付けで、処分庁は、事実(5)で申告された収入300,000円全額について、法第63条費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったこと。

なお、審査庁において算定したところ、同日までの支弁済扶助費合計は431,187円である。

(8) 同日付けで、本件処分に関し、ケース記録上、以下の記載があること。

「元夫の養育費認定による。

これにより、300,000円については法63条の規定により全額返還とします。

返還対象額 300,000円

控除額 0円

返還決定額 300,000円」

(9) 同年11月5日付けで、本件処分に関する請求人の弁として、ケース記録上、以下の記載があること。

「8月28日分、200,000円に関しては、三女(中学3年)の進学に向けての塾代、化粧品等に消費してしまった。」

(10) 同年12月13日付けで、請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を

提起したこと。

2 請求人の主張

- (1) 平成27年(家イ)第●●●●号調停条項4に基づき前居住家賃として振り込まれたものであり保護費からの返還は不当と考える。尚8月分の住宅扶助費は0円、今現在も前住居地には前夫が入居中。(入金があった時点でケースワーカーには報告済み)
- (2) 振り込まれた養育費は、中学3年の子供の塾費用に使用。子供の貧困対策の推進に関する法律第64号第1章貧困の連鎖により社会的損失が問題となる中、将来の子供のために使用した養育費は決して生活が潤ったわけではなく返還は不当だと考える。(その後養育費支払いなし)

3 処分庁の主張

- (1) 元夫から前住居家賃として振り込まれた100,000円を収入認定されたことは不当であるとの主張については、収入の認定は、法第4条において「その利用しうる資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。本件は仮に元夫から請求人が既に居住していない物件の家賃の支払いを依頼されていたとしても、請求人の口座に振り込まれていたのは事実であり、請求人は、それを法第61条に基づき収入申告しなければならない。処分庁はこれについて調査した結果、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3のいずれにも該当しないことから、100,000円を収入認定し、返還を求めたことは適法である。
- (2) 元夫から養育費として振り込まれた200,000円を収入認定されたことは不当であるとの主張については、学習塾費等は高等学校等就学費の支給対象とならない経費を収入から除外するものであり、その収入は高等学校等で就学しながら保護を受けることができるとされた者の収入のことである。本件は元夫からの養育費を学習塾や化粧品購入に充てていることから次官通知第8の3の(3)のクの(ア)に該当せず、(1)で述べたように養育費は最低生活の維持にあて得る金品であることから、200,000円を収入認定し、返還を求めたことは適法である。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（法第4条第1項）とされ、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」（法第63条）と規定されている。
- (2) 就労に伴う収入以外の収入のうち、仕送り、贈与等による収入の収入認定については、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)で「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないものの他は、すべて認定すること。」とされている。
- (3) 収入として認定しないものの取扱いについては、次官通知第8の3の(3)の(ア)から(チ)までに列記されており、同エにおいて「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」、同クにおいては「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの」として掲げられる(ア)において「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生活扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経緯費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額」とされている。
- (4) 次官通知第8の3の(3)のエ「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するかについて、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の41において「扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差し支えない。」とされている。
- (5) 法第63条に基づく費用返還額について、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第

1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還取扱通知」という。) 1の(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、範囲として「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(以下略)」とされている。

(6) これらを本件処分についてみると、処分庁は、請求人が元夫から受領した前居住家賃又は養育費を、法第4条第1項に規定される「利用し得る資産」であり、受領時は未申告であったものの、その後申告が行われたことから、全額収入認定し、法第63条を適用して、費用返還取扱通知の定める原則のとおり、収入認定した金額と同額の支弁済み扶助費の返還を求める本件処分を行っている。

以下、「前住居家賃」と「養育費」に分けて判断する。

(7) 前住居家賃について

事実(1)の本件調停条項4のとおり、離婚調停当時、請求人とその子らは、平成27年8月末日までは、前住居に居住し、その家賃の支払いは、請求人の元夫が負担することになっていたことが認められる。また、事実(2)のとおり、処分庁は、請求人からの保護申請についての調査の過程で、同年8月6日、請求人が前住居から現住居に転居済みであり同月中の現住居の家賃は無料であること及び同月12日、請求人の前住居に請求人の前夫が居住していることを把握していたこと、事実(4)のとおり、同月21日、請求人から、「先日、元夫に頼まれ、元夫の家賃を支払った」との報告(但し、挙証資料の提出はなし)を受けていたこと、事実(5)及び(6)のとおり、同年10月5日には、請求人から、収入申告書とともに、平成27年8月7日に振り込まれた100,000円のうち、2日後の同月9日、ほぼ同額の96,282円(うち432円は振込手数料)が「XXXXXXXXXX」氏に振り込まれている本件口座の預金通帳の写しを徴収し、「元夫から代理で、家賃の支払いを依頼された分は手渡しでなく、振込みであったことを確認」していたことが認められる。

以上を総合すれば、本件調停条項4の内容とは異なり、同月6日に請求人と

その子らが前住居から現住居に転居し、請求人の元夫が同月には請求人の前住居に自ら居住するに至っており、その経緯、前住居家賃の額、「 」氏が請求人の前住居の賃貸人であるかどうかについてなど不明な点もあるものの、請求人の主張のとおり、平成27年8月7日に請求人名義の本件口座に振り込まれた100,000円のうち、ほぼ同額の96,282円（うち432円は振込手数料）については、請求人名義の本件口座を一時的に通過しただけであり、請求人の元夫の出捐により、同人の居住する家賃として費消されたことが推認される。

そして、請求人は、前住居の同月末までの居住という利用可能な権利を行使せず、請求人の元夫にその権利を譲ったとも考えられるが、そのことで請求人が請求人の元夫に前住居の家賃相当分を請求する権利を有するとまでは認められず、また、請求人とその子らの現住居の8月中の家賃は無料であったことから、処分庁が、請求人の現住居の同月分の住宅扶助費を支給したというわけでもない。

以上から、平成27年8月7日に本件口座に振り込まれた100,000円については、請求人が、請求人の元夫から、前住居の家賃という目的を定めて委託された預かり金であった可能性は否定できず、請求人が自身のために「利用し得る資産」であったと評価することは拙速である。

しかし、処分庁は、事実（8）のとおり、上記の100,000円と以下で検討する養育費200,000円を区別することすらなく、まとめて養育費300,000円として収入認定し、従前から請求人より把握していた上記事実関係（事実（2）及び（4）から（6）まで）について検証することなく、法第63条を適用している。

したがって、本件処分のうち、平成27年8月7日に本件口座に振り込まれた100,000円については、処分庁において法第4条1項にいう「利用し得る資産」に該当するか否かについて十分な事実確認、検討を行わないまま、漫然と請求人の収入として認定し、これを前提に法第63条の費用返還請求したことは、法第4条第1項に反し、違法又は不当であるといわざるを得ない。

（8）養育費について

養育費については、一般に子の生活費全般に費消されることが想定されている。また本件においても、事実（1）の本件調停条項2及び3に定める養育費が、父から未成年の子らに対する扶養義務の履行として行われるものであり、具体的には二女（平成27年8月28日の養育費振込当時1.6歳）及び三女

(同様に当時14歳)に対し、1ヶ月各4万円という金額であること、「入学、進学、病気、事故等により特別の出費が生じた場合」についての負担を別途協議と定めていることからしても、上記養育費の一般的な想定と異なるものではないといえる。

そうであれば、課長通知第8の41において「扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合」のいずれの要件も満たさないから、次官通知第8の3の(3)のエの「自立更生を目的として恵与される金銭」にあたることは認められない。

また、請求人は、養育費の使途の一部が、中学3年の子供の塾費用であることから返還を求めることが不当だと述べているが、次官通知第8の3の(3)のクは、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者、つまり請求人の子の収入についての判断基準であることから、請求人の収入について問題となっている本件に適用されるものではない。

従って、養育費は、本件調停条項に定める子の親権者であり監護者である請求人の収入であり、請求人にとって「その利用しうる資産」であるから、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、全て認定すること」により、全額収入認定し、かかる「資力」があったにもかかわらず、「保護を受け」ていたことになるから、法第63条に基づく費用返還を求めることになる。

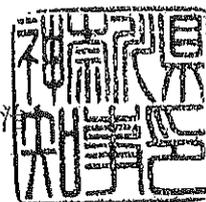
請求人は、事実(5)の通り、平成27年8月28日の養育費収入を同年10月5日になってから申告し、事実(7)のとおり、同月20日付けでなされた本件処分について、事実(9)のとおり、同年11月5日には、塾費用又は化粧品購入費用(以下「同費用」という。)に費消してしまった旨処分庁に申告していることからすれば、費用返還取扱通知の取扱いのうち「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(以下略)」にあたり、返還額から同費用を控除することができる場合に当たらない。

そうである以上、費用取扱通知の取扱いのうち、原則どおり、「全額を対象とする」ことになるから、本件処分時までの支弁済扶助費合計が431,187円に比して、上記収入認定を行った200,000円全額を返還対象としたことに違法又は不当な点はない。

(9) 以上から、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、主文のとおり、本件処分のうち、100,000円についてはこれを取り消し、その余の200,000円に係る審査請求については、これを棄却する。

平成28年10月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決座間市を被告として、この裁決の前提となる決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号